

平成 28 年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行抑制に努める。

経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）（平成27年6月30日閣議決定）

第3章3脚注

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2. 元気で豊かな地方の創生

「地域経済好循環推進プロジェクト」などのローカル・アベノミクスの取組をさらに加速化させ、地域経済の好循環の拡大を推進するとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方法人課税の偏在是正を進めること等により恒久財源を確保し、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組めるよう支援。

3. 地方税の充実確保

地方税の応益原則等を踏まえつつ、人口減少、高齢化が進む中で持続的な成長を可能とする社会の実現を目指す観点から、地方法人課税改革等を進めるとともに、地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。また、地方税のグリーン化推進等の観点から行う車体課税の見直しについても、適切に対応。

4. 地方団体の業務改革の推進と財政マネジメントの強化

行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進、自治体情報システムのクラウド化の拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化などの業務改革を推進するとともに、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

復興・創生期間においても、東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：和田財政企画官、天野係長

代表：03-5253-5111（内線23314、23323）

直通：03-5253-5612

F A X：03-5253-5615

平成28年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし16.4兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、復興・創生期間においても通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことを基本として、地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(0.1兆円)等を行う。なお、平成26年度から平成28年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(0.8兆円)を行う。
- (2) 平成28年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来21年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
16兆4,266億円＋事項要求 (H27 16兆7,548億円)
(H27比 △3,282億円)
(参考)一般財源総額見込み 62.0兆円程度 (H27 61兆5,485億円)

平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	27年度	28年度		特記事項	
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	20.3	20.4	0.1	0.5	
退職手当以外	18.5	18.7	0.1	0.8	H27給与改定所要額(人事院勧告(平成27年8月6日))の増
退職手当	1.8	1.8	△0.0	△2.3	
一般行政経費	35.1	35.6	0.5	1.6	社会保障費の増
補助	18.5	19.0	0.4	2.2	
単 独	14.0	14.1	0.1	0.8	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.8	0.8	0.0	0.0	
投資的経費	11.0	11.0	0.0	0.0	
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
単 独	5.3	5.3	0.0	0.0	
そ の 他	18.0	18.0	△0.1	△0.3	
計	85.3	85.9	0.6	0.7	
うち一般歳出計	69.3	70.0	0.7	1.0	
(歳入)					
地方税等	40.2	41.1	1.0	2.4	
地方税	37.5	38.9	1.4	3.6	「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年7月22日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.7	2.3	△0.4	△15.1	
地方交付税	16.8	16.4	△0.3	△2.0	別紙参照
国庫支出金	13.1	13.3	0.2	1.4	社会保障費の増
地方債	9.5	9.3	△0.2	△1.9	
うち臨時財政対策債	4.5	4.4	△0.1	△2.1	
そ の 他	5.8	5.8	0.0	0.0	
計	85.3	85.9	0.6	0.7	
うち「一般財源」	61.5	62.0	0.5	0.8	注)2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	60.2	60.6	0.4	0.6	(交付団体ベース)

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「平成28年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
- 3 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
- 4 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

平成28年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1)通常収支分

(単位:億円)

項 目	平成28年度 要求額 A	平成27年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	156,301	154,169	2,132	1.4
財投特会からの繰入れ	2,000	3,000	△ 1,000	△ 33.3
地方法人税の法定率分	5,646	4,770	876	18.4
借入金償還	△ 4,000	△ 3,000	△ 1,000	33.3
借入金等利子	△ 1,584	△ 1,614	30	△ 1.9
前年度からの繰越分	5,903	9,224	△ 3,320	△ 36.0
剰余金の活用	0	1,000	△ 1,000	皆減
返還金	0	0	△ 0	△ 87.4
計	164,266	167,548	△ 3,282	△ 2.0
<地方特例交付金>				
一般会計からの繰入れ	1,227	1,189	38	3.2
一般会計からの繰入れ 合 計	157,528	155,357	2,170	1.4

表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成28年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 2 平成28年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来21年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- 3 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 4 「財投特会からの繰入れ」は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用を見込んで計上している。
- 5 「前年度からの繰越分」は、国税5税の平成26年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額等について、平成27年度において精算した上で平成28年度へ繰り越すものと仮定して計上している。
- 6 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成27年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 7 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、平成28年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

(2)東日本大震災分

(単位:億円)

項 目	平成28年度 要求額 A	平成27年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
復興特会からの繰入れ	事項要求	5,898	—	—
計	事項要求	5,898	—	—

表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

平成28年度地方交付税算定基礎

(単位: 億円)

区分		平成28年度 当初要求額 A	平成27年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税4税の法定率分等 ①	142,371	133,013	9,358	7.0%
	所得税×33.1%	58,399	54,423	3,976	7.3%
	法人税×33.1%	38,732	36,377	2,355	6.5%
	酒税×50%	6,700	6,540	160	2.4%
	消費税×22.3%	40,352	38,160	2,192	5.7%
	(小計)	144,183	135,500	8,683	6.4%
	平成20、21年度補正予算精算分等	△ 1,811	△ 2,486	675	△27.2%
	(小計)	△ 1,811	△ 2,486	675	△27.2%
	一般会計からの加算分 ②	13,929	21,155	△ 7,226	△34.2%
	法定加算等	5,536	4,326	1,210	28.0%
別枠の加算	700	2,300	△ 1,600	△69.6%	
臨時財政対策特例加算	7,693	14,529	△ 6,836	△47.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	156,301	154,169	2,132	1.4%	
特別会計	地方法人税の法定率分 ④	5,646	4,770	876	18.4%
	返還金 ⑤	0	0	△ 0	△87.4%
	特別会計借入金償還額 ⑥	△ 4,000	△ 3,000	△ 1,000	33.3%
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 1,584	△ 1,614	30	△1.9%
	剰余金の活用 ⑧	0	1,000	△ 1,000	皆減
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑨	2,000	3,000	△ 1,000	△33.3%
	前年度からの繰越 ⑩	5,903	9,224	△ 3,320	△36.0%
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=⑪	7,965	13,380	△ 5,414	△40.5%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑪ ⑫	164,266	167,548	△ 3,282	△2.0%	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

※1 地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(700億円)を行う。

※2 平成28年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来21年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

※3 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。